

千葉県美浜区選挙管理委員会告示第13号

令和4年7月10日執行の参議院千葉県選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和4年6月22日

千葉県美浜区選挙管理委員会委員長 久保田寅英

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第62条第2項の規定によるくじ	千葉県美浜区役所3階 千葉県美浜区選挙管理委員会事務局	7月7日 午後6時00分
公職選挙法第62条第4項の規定によるくじ	千葉県美浜区役所3階 千葉県美浜区選挙管理委員会事務局	7月7日 午後6時05分
公職選挙法第62条第5項の規定によるくじ	千葉県美浜区役所3階 千葉県美浜区選挙管理委員会事務局	事実発生の都度